

第3号議案

関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年3月2日提出

関西広域連合広域連合長 三日月 大造

関西広域連合条例第 号

関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

関西広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償等に関する条例（令和元年関西広域連合条例第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「期末手当」の右に「、勤勉手当」を加える。

第2条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、「、期末手当」の右に「、勤勉手当」を加える。

第2章の章名中「期末手当」の右に「、勤勉手当」を加える。

第7条第1項中「これら」を「これ」に、「死亡したパートタイム会計年度任用職員」を「死亡した任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員」に改め、同条第2項中「としての任期」の右に「（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。第10条において同じ。）を同じくするものに限る。次条第2項、第22条第2項及び第3項並びに第24条の2第2項及び第3項において同じ。）」を加え、「（任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者をいう。）を同じくするものに限る。第22条第2項及び第3項において同じ。）」を削る。

第7条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第7条の2 第24条の2の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ないものとして別に定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、同条第5項中「それぞれその基準日現在において任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれその基準日（退職し、若しくは失職し、又は死亡した任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日）以前6箇月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して別に定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用さ

第3号議案

れ、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

第24条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第24条の2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項、第4項及び第5項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員に対して、基準日以前6箇月以内の期間における当該フルタイム会計年度任用職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員についても、同様とする。

2 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定めとの合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

4 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の総額は、当該フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額に当該フルタイム会計年度任用職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の102.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

5 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

6 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第23条中「前条第1項」とあるのは「第24条の2第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第24条の2第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第24条の2第1項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。